

議員各位

要請書

個人情報保護法の抜本的改正を求めます

2020年6月1日

共謀罪 NO！実行委員会
「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

現在、内閣から国会に提出されている「個人情報保護法の一部を改正する法律案」では、インターネット社会の発展のなかで、市民のプライバシー、個人情報をまもることはできません。私たちは個人情報保護法の抜本的改正を求めます。

趣 旨

- 1、AI、5 G、IOT時代の到来の中で、市民のプライバシー、個人情報が危機に直面しています。市民の個人情報を守るため、個人情報保護法の抜本的改正が必要です。
- 2、個人情報の定義を一部変えるとともに、個人情報にオンライン識別子、位置情報などを加え、範囲を広げる必要があります
- 3、企業などが個人情報を取得するに当たっては、本人からの同意をとらなくてはならないという本人同意原則を明確にすべきです。
- 4、個人情報保護法の改正にあたって、自己情報コントロール権を軸にすべきであり、本人からの開示、訂正等、削除等の権限を強化すべきです。
- 5、改正案には「個人関連情報」「仮名加工情報」という新たな規定がもうけられていますが、自己情報コントロール権が確立されていないなかでの導入はやめるべきです。

理 由

I、かつてないプライバシー、個人情報の危機の時代が到来しています。

インターネット社会のもと、AI（人工知能）の発展のなかで、IoT（モノがインターネットにつながる）時代が到来してきています。

テレビのコマーシャルで宣伝されている「アレクサ」などのAIスピーカに象徴されているように、人が声をかければ、好きな音楽を聴け、室温が調整され、本の注文をすることができるなど、IoTの家電機器は実に便利です。しかし、よく考えてみれば、AIスピーカを通して様々な指示が実現されるということは、そこに様々なIoTの家電機器が接続されているということです。AIスピーカにだした指示は、全てAIスピーカのサーバーに蓄積されます。その結果、その家の生活状況、趣味などの個人情報を蓄積することに

なります。また AI スピーカーに接続している各 IoT の家電機器メーカーはそれぞれにかかわる詳細な情報を蓄積します。

別言すれば、IoT 時代の到来とは実に生活が便利になると同時に、その家のプライバシー、個人情報丸裸にされることと一体の時代ともいえます。私たちは、正しく対応しなければ、私たちの私的空間、個人宅、家族のプライバシー、個人情報が丸裸にされかねないというかつてない時代をむかえています。

こうした中で、世界でプライバシー、個人情報保護の声が高まり、企業の中でも本人の同意なく個人情報を活用することは問題であるという認識が広がっています。Apple などは、社会的批判の高まりの中で、個人情報保護を全面に押し出す方向へと転換しはじめています。しかし、日本は世界の流れに逆行していると言わざるをえない現実にあります。

II、現在、国会に提出されている内閣提出の「個人情報保護法の一部を改正する法律案」では、AI、5G、Iot の時代に市民のプライバシー、個人情報をまもることはできません。

個人情報保護法改正案は、現行法と比較して、確かに市民のプライバシー、個人情報を守るという点での部分的な前進はみられますが、市民のプライバシー、個人情報保護よりも、企業の個人情報の利活用により重点がおかれているため、市民のプライバシー、個人情報を保護するという点で極めて不十分なものになっています。

個人情報保護法は、いま、IOT 時代を迎える中で、市民の自己情報コントロール権を軸にすえた抜本的な改正が必要です。

私たちは、個人情報保護法の改正にあたって、EU の GDPR (General Data Protection Regulation=一般データ保護規則) を参考にすべきだと考えています。

EU は 2018 年 5 月、世界で最も厳しいプライバシー保護法制といわれる GDPR を発効させました。日本など域外の国が EU に支店、工場などをもち、欧州から個人データを移転する場合、また欧州に居住する市民に商品やサービスを提供する場合などは、EU からみてその国の個人データの保護の水準が十分であるという「充分性認定」を受けなくてはなりません。日本は昨年やっと EU からその「充分性認定」を受けました。私たち市民の目線からすると EU がよく日本を「充分性認定」したものだというのが実感です。

日本は個人情報保護法の改正にあたって市民の自己情報コントロール権を明確にしている GDPR を参考にすべきです。

III 私たちは、個人情報の改正にあたって、次の点はおさえなくてはならないと考えています。

1、個人情報の定義を一部かえる必要があります

個人情報保護法は、個人情報を次のように定義しています。

「一 当該情報に含まれる氏名、生年月日、そのほかの記述等（・・・・・・・・・・・・・）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項（・・・・・・・・・・・・・）により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの)」(個人情報保護法2条1項)

この「容易に」を削除し、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とすべきです。

行政機関個人情報保護法にも多くの自治体の個人情報保護条例にも、「容易に」はなく、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされています。

これはすごく重要なことです。この「容易に」は、社会常識的な範囲という意味でとらえられており、例えばメールアドレスは一般的には特定の個人を識別するものではないとされていますが、当該本人が契約するプロバイダーにとってはほかの情報との照合が容易にでき、特定の個人を識別できるとし、個人情報とされています。定義から「容易に」を削除し、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とすれば、個人情報の範囲も広がり、メールアドレスも個人情報に該当することになると考えられます。

2、オンライン識別子、位置情報などを加え、個人情報の範囲を広げる必要があります。

個人情報の定義をかえれば、個人情報の範囲は広がりますが、それでは不十分です。

日本の個人情報保護法では、クッキーや IP アドレスなどのオンライン識別子、位置情報などは個人情報とされていません。これは考えられないことです。

IT 社会の急速な発展のなかで、この間、巨大な IT 企業などの個人情報の独占、共有、勝手な利用などが批判されてきました。にもかかわらず、日本の個人情報保護法がこのオンライン識別子を個人情報から除外しています。

GDPR は個人データを次のように規定しています。

「(1) 「個人データ」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人(「データ 主体」)に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうるものをいう」(GDPR4 条 1 項)

このように GDPR はオンライン識別子を個人データとしています。個人情報保護法を改正するならば、オンライン識別子を個人情報に加えるべきです。

位置情報についてですが、最高裁判決を重く受け止め、個人情報に位置情報を加える必要があります。

2017年、最高裁は、被疑者の車両に GPS (衛星利用測位システム) 端末を取り付ける捜査手法について「対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを

可能にし、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うことから、個人のプライバシーを侵害し得る」として、憲法が保障するプライバシー権に違反し違法とする判決をだしました。そして、国会に対して GPS 捜査について市民の権利を守るために「実施可能期間の限定、第三者の立ち合い、事後通知等」を検討するよう求めました。

これは、GPS による位置情報の取得は市民のプライバシー侵害性が強く、位置情報の取得については犯罪捜査といえども国会での議論、立法化が必要であるとするものです。

特にいまや多くの市民がスマホなどを使用し、24時間身近においているなかで、位置情報の持つ意味はさらに増えています。スマホなどからの位置情報取得は違憲の疑いがあります。

3、個人情報の取得には本人からの同意を前提とすることを明確にする必要があります。

GDPR は企業などによる個人データの取得という段階で、本人の同意、適法化の根拠が必要としています。しかし、日本の個人情報保護法は企業の利活用を前提としているため、活用にあたって本人からの同意を必要とせず、個人情報の利用目的を特定するか、公表すればよいとしています。同法で本人の同意が必要なのは16条「利用目的の変更」、23条「第三者への提供」、第24条「外国の第三者への移転」だけです。

GDPR と日本の個人情報を比較してみます。

- ◆ GDPR は同意とそれが適法なものかを次のように規定しています。
- 個人データの取扱が適法な場合 「(a)データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの取り扱いに関し、同意を与えた場合」(GDPR6条1項)
- 同意について 「自由に与えられ、特定され、説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取り扱いの同意を表明するもの」(GDPR4条11項)
- ◆ 日本の個人情報保護法は第4章で「個人情報取扱事業者の義務等」を示していますが、その最初の条文の第15条1項「利用目的の特定」で次のように規定しています。
- 「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）をできる限り特定しなければならない」

個人情報の取得にあたって本人からの同意をとらなくてはならないという文言はありません。企業などが市民の個人情報を利活用するのは当然であり、本人には利用目的を明示すればよいというものです。同法で同意が必要なのは、企業などに取得された個人情報がどう使われるかという段階でのことです。本末転倒も甚だしいとしかいいようがありません。

個人情報15条1項を「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、本人からの同意をとらなくてはならない」とし、次に同意の適法化の条件を加え、次に利用

目的の規定をもってくるべきです。

個人情報の定義が変えられ、個人情報の範囲が拡大され、取得にあたっての本人の同意原則が明確化されれば、個人情報保護法が自己情報コントロール権を原則にしたものになっていくと思われまます。

4、本人の開示、訂正、消去の権利を拡大すべきです

改正案には、本人による企業などに対する自分に関する保有個人データの開示、訂正等、利用等の請求に対して、部分的改善はみられますが、大きな意味で変更はありません。

個人情報の取得にあたって、本人からの同意が原則とするされていれば、こうしたものにはならないはずです。

GDPR のように、個人データが本人のものである以上、本人の意向を尊重する自己情報コントロール権にもとづいて、開示、訂正等、利用停止等の権利について再規定されるべきです。

5、改正案から「個人関連情報」「仮名加工情報」を削除すべきです。

「個人情報保護法改正」案には「個人関連情報」「仮名加工情報」という新たな規定が設けられています。しかし、個人情報の取得にあたっての本人の同意原則が確立されておらず、企業の利活用が優先されている状況のなかで、「個人関連情報」「仮名加工情報」の導入は個人情報の保護をさらに危うくします。

いま、必要なことは、匿名加工情報が導入されて3年がたつなかで、その実態、問題点などの検証のはずです。

以上です。

連絡先

「秘密保護法」廃止へ!実行委員会(平和フォーラム 03-5289-8222) /
憲法9条を壊すな!実行委員会 (!憲法会議:03-3261-9007/許すな!憲法
改悪・市民連絡会 :03-3221-4668)
共謀罪対策弁護団(自由法曹団: 03-5227-8255)

